

「集落営農連携促進等事業」の要望調査について

集落営農の連携・合併による、広域展開での効率的な生産・販売体制の確立等に向けたビジョンづくりや若者等の雇用、高収益作物の試験栽培・販路開拓、共同利用機械等の導入などの取組を総合的に支援する国の補助事業の要望調査を行います。

要望される団体は2月14日(金)必着で、別紙の「要望書」及び「採択ポイント計算書」、「見積書」をFAXにて提出してください。

要望内容の確認のため提出のあった組織に対してヒアリングを実施します。

提出後に日程調整を行いますのでよろしくお願いします。

**注意:あくまでも要望調査ですので、提出により事業の採択を約束するものではありません。
国、県、市の補助事業にエントリーしている取組について重複での応募はできません。**

○事業内容

- 対象者 集落型農業法人、集落営農組織
- 要件
 - 集落ビジョンの作成をすること(別添資料を参照、ヒアリング時提出)
 - 採択ポイント計算書の、必須目標及び選択目標の取組を選択し、3年後(R9)までに目標を達成すること。
 - 採択ポイント12点以上の獲得が確実なこと
- 補助対象事業 最初に上記①「集落ビジョン」を作成して頂く必要があります。
次に上記②の必須目標と選択目標の取組達成に必要な以下の内容に対して支援。
取組については、最長3年間の間で実施できます。
※共同利用機械等については、上記②の目標達成に必要な機械等に限ります。
- 補助額 以下の取組の合計1,000万円以内で補助

取組内容	補助対象経費	補助率
(1)中核となる若者等の雇用	給料、各種手当、社会保険料等	定額(上限100万円/年、最大3年)
(2)収益力の柱となる経営部門の確立	①高収益作物の試験栽培、②加工品の試作 ③販路開拓、④その他収益力の(向上の取組)	定額、3年間で2作物(1作物30aまで)対象
(3)組織の法人化	法人化に係る経費	定額(25万円)
(4)共同利用機器等の導入	取得金額が50万円以上の農業用機械等(中古を含む)	1/2以内

※機械導入については、採択決定後(6月頃)から令和8年2月までに購入、支払いを完了させることとなります。

- 問合せ先 横手市役所 農業振興課 農業政策係 佐々木 TEL 0182-32-2112